

し尿汲取りに関するお知らせです

平成21年3月31日までのし尿汲取りについて

広報つなぎ11月号等でもお知らせのとおり、水俣芦北広域行政事務組合で現在行っているし尿汲取り事業が、平成20年度末（平成21年3月31日）で廃止されます。これは、合併処理浄化槽等の普及推進によるし尿汲取り件数及び汲取り量の減少に伴い、事業運営が困難となってきたためです。

皆様には、誠にご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※3月は当組合が行う最後の汲取り月になります。早目の汲取り依頼をされますようお願いします。

※事業を廃止した4月以降も納入通知書等を送付しますが、これについては、3月31日まで当組合が行った汲取り料金の請求となります。ご不明なことなどありましたら下記の連絡先までへお問い合わせください。

水俣芦北広域行政事務組合業務課 ☎ 63-1128、芦北事務所 ☎ 82-3913

平成21年4月1日からのし尿汲取りについて

4月1日からのし尿汲取り事業については、町が許可する下記の民間事業者が行います。

<許可事業者>

津奈木町全域 ⇒ 有限会社芦北環境サービス（吉永商会）（☎86-1980）

<し尿汲取り方法>

地区ごとに期日を定めて定期的な収集を行う計画収集を実施します。あらかじめ事業者との申込み手続きにより今までのような収集依頼の電話連絡は必要ありません。

※なお、状況により緊急に汲取りを行う必要がある場合は、事業者へ直接連絡していただくことになります。

<料金について>

料金は、郡内統一料金となります。

<業者の戸別訪問について>

許可事業者が、手数料徴収事務のため口座振替の手続きのお願いや、ごあいさつで伺いすることがあります。その際は、ご協力いただきますようお願いします。

役場住民課住民班 ☎ 78-3111（113・115）

犬を飼っている方へお願いです

●住民課住民班 ☎ 78-3111（113）

犬を飼っている方は、周りの人に迷惑をかけないよう次のことを必ず守りましょう。

- 周辺の環境に応じた適切な飼い方をする。（放し飼いはしない）
- 散歩のマナーを守り、フンは飼い主が持ち帰り始末する。
- 「鑑札」及び「注射済票」を必ず着ける。（狂犬病予防法により義務付けられています）

また、犬を飼っている方には、狂犬病予防法に基づき飼い犬の生涯1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

今年度注射及び登録をしていない犬を飼われている方は、必ず登録をし、注射を受けさせてください。